

総合特区制度の概要

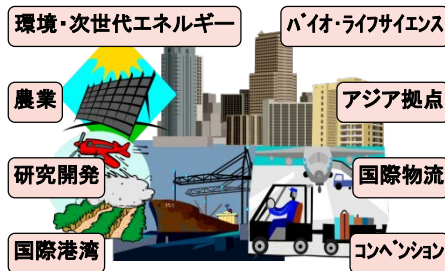
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限
活用した地域活性化の
取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

○国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

○地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を結集

(3)財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H28予算25億円)

(4)金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設 (H28予算6.7億円)

総合特別区域 第1次指定・第2次指定・第3次指定・第4次指定

国際戦略総合特区

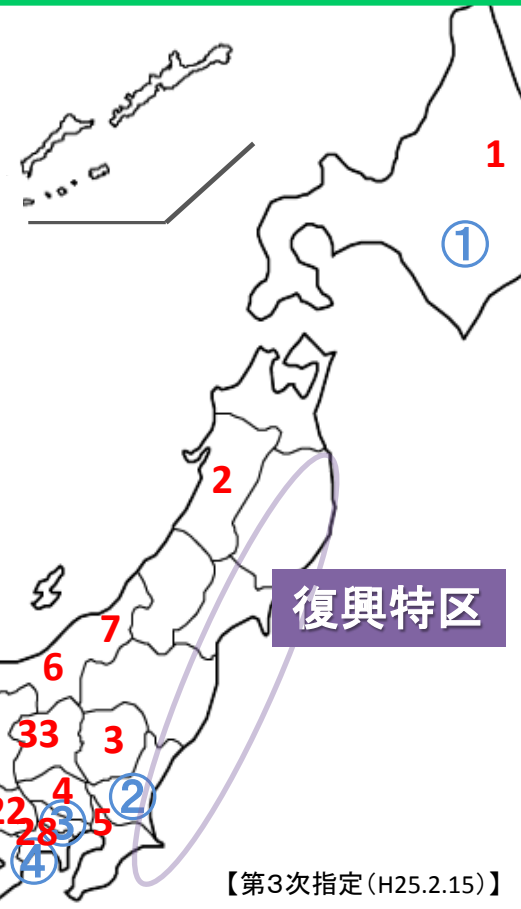
【第1次指定(H23.12.22)】

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体の名称
国際1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)
国際2	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフノベーション・グリーンイノベーションの推進～(茨城県、つくば市)
国際3	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
国際4	京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
国際5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、日進市、豊山町、大口町、蟹江町、飛鳥村、三重県、津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、亀山市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合)
国際6	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)
国際7	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市)

地域活性化総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

No	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
1	森林総合産業特区(北海道下川町)
2	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
3	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)
4	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)
5	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市等)
6	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)
7	健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)
8	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)
9	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県)
10	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)
11	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
12	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府)
13	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府等)
14	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
15	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)
16	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
17	たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)
18	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
19	次世代型農業生産構造確立特区(山口県等)
20	かがわ医療福祉総合特区(香川県)
21	東九州メディカルバレー構想特区(血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区)(大分県、宮崎県)



復興特区

【第3次指定(H25.2.15)】

No	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
28	さがみロボット産業特区(神奈川県)
29	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)(静岡県)
30	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市)
31	九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)
32	ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県等)

【第4次指定(H25.9.13)】

No	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
33	群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県)
34	地域の「ものづくり力」を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)
35	奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県)
36	千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等)

【第2次指定(H24.7.25)】

No	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
22	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)
23	みえライフノベーション総合特区(三重県)
24	鳥取発次世代社会モデル創造特区(鳥取県)
25	先進的な地域医療の活性化(ライフノベーション)総合特区(徳島県)
26	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)
27	権による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)



沖縄の地域制度

総合特別区域法のスキーム

総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域基本方針(閣議決定)

総合特別区域指定申請

(国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域)

- ・地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
- ・民間は地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- ・申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

地域協議会

- ・地方公共団体、民間実施主体等により構成

総合特別区域の指定

- ・推進本部の意見を聴いて内閣総理大臣が指定
- ・国と地域で課題解決の方向性を「国際競争力強化方針」「地域活性化方針」として共有
- ・指定の際に、必要に応じて留保条件を付与(計画認定までに整理)

総合特別区域計画の作成・認定

- ・特例措置・支援措置の対象事業について記載
- ・目標時期が到来した場合は、これまでの取組を踏まえて事業の実現可能性や効果についての検証を十分に反映

○総合特別区域基本方針

1. 総合特区制度の意義及び目標

- ・政策課題を解決するための突破口
- ・地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限利用
- ・政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中(規制の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援)

2. 総合特別区域の指定基準

- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
 - ② 先駆性と一定の熟度
 - ③ 実現を支える地域資源等の存在
 - ④ 有効な国の規制・制度改革の提案
 - ⑤ 地域の責任ある関与
 - ⑥ 明確な運営母体
- ※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定

3. 規制の特例措置／税制・財政・金融上の支援措置事項

等

国と地方の協議会 ※総合特別区域毎に設置

- ・構成: 国の関係行政機関・地方公共団体・事業の実施主体(民間企業・NPO等)等
- ・協議事項: 新たな規制・制度の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置等
- ※ 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
- ※ 総合特区継続中は継続的に開催し、PDCAサイクルを実施

国が法令等の改正を措置(特例措置等が累次追加)

○特例措置・支援措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

(1) 規制・制度の特例

- ① 個別法・政省令等の特例 (例)建築基準法の特例、工場立地法等の特例等
- ② 地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例

(2) 税制上の特例

- ① 国際戦略総合特区:国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
- ② 地域活性化総合特区:地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除

(3) 財政上の支援

- ・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完

(4) 金融上の支援

- ・総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給

総合特区の指定基準概要

i) (国際戦略総合特区)産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること
(地域活性化総合特区)地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること

ii) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

iii) 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

iv) 実現を支える地域資源等が存在すること

v) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

・先駆的な取組の実現や推進に有効であり、以下のような国の施策に関する提案を対象とする。

- 規制の改革(過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む)
- 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
- 国の関係機関の業務の見直し
- 国の制度、事務手続きの見直し(税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続きの簡素化等) 等

vi) 地域の責任ある関与があること

- ・地域の責任ある関与が明らかな取組で、関係主体の合意が得られているものを想定
例) 地方税の減免、地域独自の補助金や助成措置、地域独自のルールの設定、自らの権限に係る規制緩和、組織や体制の強化 等
- ・既に、地域の自助努力による事前の施策が十分に行われている
- ・成果目標の設定と事後チェック

vii) 運営母体が明確であること

- ・運営母体として、法に基づく地域協議会が組織されていること

総合特区における規制の特例措置等の概要

1. 法律で規定している規制の特例措置等

○ 下記の事項について、認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に適用する特別措置として、規制の特例措置等を規定。

(1) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区共通の特例措置等

- ① 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例)
- ② 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)
- ③ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例(補助金適正化法の特例)
- ④ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

(2) 国際戦略総合特区のみの特例措置

- ⑤ 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)
- ⑥ 旅客不定期航路事業者による運送を可能とする特例(海上運送法の特例)
- ⑦ 国の財産の無償譲渡を可能とする特例(国有財産法の特例)
- ⑧ 指定地方公共団体の長の指定を受けた農業用自家用貨物自動車について車検期間を1年伸長する特例(道路運送車両法の特例)

2. 構造改革特区法で規定している規制の特例措置

○ 総合特区計画に構造改革特区法の特定事業に係る事項を定め、内閣総理大臣の認定を受ければ、構造改革特区法の規定による規制の特例措置を活用することが可能。

3. 政省令等で規定している規制の特例措置

○ 政令については総合特区法施行令、省令については総合特区法施行規則(内閣府と規制所管省庁の共同省令)で対応等。
・ コンビナート内の工場における余剰ガスの融通要件の緩和(ガス事業法施行規則の特例) 他16件

4. 地方公共団体事務に関して政省令で規定する事項の条例委任の特例

○ 地方公共団体の事務に関し、法律に基づき、政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令又は施行規則で定めるものについては、当該事項の特例措置を条例で定めることができることとする。(特例追加の法改正不要)

【特例措置の追加】

○ 総合特区法施行後、総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて、上記1、2及び3に準じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。

※上記1、3の他、19件の規制改革が全国において実施することとされた。

総合特区に係る税制上の支援措置の概要

1 国際戦略総合特区(法人税)

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

- 【指定期限】平成30年3月31日
- 【対象設備】機械・装置(2千万円以上)、
開発研究用器具・備品(1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(1億円以上)
- 【特別償却の割合】取得価額の40%(建物等20%)
- 【税額控除の割合】取得価額の12%(建物等6%)
(当期法人税額の20%までを限度とする)
- 【設備等取得の期間】法人指定の日から
平成30年3月31日まで

措置	対象資産	措置の内容 (H28.4.1～ H30.3.31)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	40%
	建物及びその附属設備並びに構築物	20%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	12%
	建物及びその附属設備並びに構築物	6%

2 地域活性化総合特区(所得税)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

- 【指定期限】平成30年3月31日
- 【適用期間】会社指定の日から3年間
- 【控除額】取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- 【対象地域】地域活性化総合特別区域のうち、市街化区域内又は区域区分が定められていない都市計画区域内の用途地域内においてのみ特定地域活性化事業を行う株式会社

総合特区に関連する予算措置の概要

財政上の支援措置

○ 各省の予算制度の活用

- ・ 地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用。

○ 総合特区推進調整費（H28予算25億円）

- ・ 各省の予算制度を活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。
- ・ 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行。

<推進調整費の使途>

- （1）指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合
- （2）認定された総合特別区域計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する場合
 - ① 各省の予算制度における要件を満たす場合 ⇒ 当該予算制度のルールを適用
 - ② 規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合
⇒ 補助率等は、現行の各府省の補助制度の補助率等を適用

<推進調整費による支援額の上限>

- ① 国際戦略総合特区 20億円／計画・年（1つの事業の上限は原則として10億円）
- ② 地域活性化総合特区 5億円／計画・年

金融上の支援措置：総合特区支援利子補給金（H28予算6.7億円）

○ 概要

- ・ 産業の国際競争力の強化（国際戦略総合特区）や地域の活性化（地域活性化総合特区）に資する事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対して、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特別区域計画に定められている場合、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給対象融資予定額 : 約290億円

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が総合特区に関する計画に基づく事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内